令和6年度ミックスダブルスカーリング強化指定選考規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本車いすカーリング協会(以下、「JWCA」という)の強化指定選手選考基準を明らかにすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、「JWCA 正会員」に適用する。

(選考方法)

第3条 強化指定選手は次の通り選考をする

- 1) JWCA 競技力強化推進部門(以下、「強化推進部」という)が定める大会「ナブテスコ車いすミックスダブルスカーリング強化指定選考大会」(以下、「MD選考大会」という。)の成績を選考基準とする。
- 2)「強化A指定」「強化 B 指定」「強化C指定」の選手を選考する。
- 3) 「強化 A 指定」は選考大会の優勝チームとし、優勝チームまたは選手のいずれかが辞退した場合は、準優勝チームの選手をA指定とする。
- 4) 「強化B指定」は選考大会の準優勝チームとし、準優勝一ムまたは選手のいずれかが辞退した場合は、3 位チームの選手を B 指定とする。ただし、第3条3)の規定により、3位チームが強化 Aに指定された場合には、強化Bの指定は行わない。
- 5) 「強化C指定」は選考大会の3位チームとする。第3条4)の規定により、3位チームが強化 Bに指定された場合には、強化 C の指定は行わない。
- 5) 強化指定対象選手は、MD 選考大会に出場し、優勝、準優勝または第3位の成績を収めた選手に限るものとする。ただし、チームメンバーの変更があった場合には、当該チームは速やかに強化推進部に届け出るものとし、当該チームの選手全員について、チームメンバーの変更があった日の翌日から、強化指定を解除する。
- 6) 強化 A 指定、強化 B 指定、強化 C 指定が選考大会で決定できない場合は、強化 A 指定、強化 B 指定、強化 C 指定については、強化推進部の推薦に基づき、理事会の承認を得て決定する。

(チームコーチ・チームスタッフについて)

第4条 強化指定チームコーチについては、次のように定める。

- 1) 強化推進部が定める大会において強化指定に選ばれたチームのコーチを、強化指定チームコーチとする。ただし、当該コーチが以下をいずれも満たしていない場合は、当該コーチは強化指定を受けることはできない。
- ① 当該コーチが JWCA 会員(正会員または賛助会員)であること

- ② 当該コーチが(公財)日本スポーツ協会公認指導員(カーリングコーチ1以上)有資格者であること
- ③ 強化指定チームコーチが強化指定を受けた時点において、以下の資格を未取得である場合、 当該強化指定チームコーチは、令和6年度内に当該資格のいずれかを取得しなければならない。
 - ・JWCA が定める車いすカーリング指導員資格
 - ・(公財)日本スポーツ協会公認指導員(カーリングコーチ1以上)
 - ・(公財)日本パラスポーツ協会 公認障がい者スポーツ指導員資格 初級以上
- 2) 強化指定チームコーチ以外のチームスタッフ(例:トレーナー等があるがこれらに限られない) の指定が必要な場合は、チームは強化推進部に対し、強化推進部が求めに応じて資料を提出し強化推進部からの推薦を受け、理事会の承認を受けなくてはならない。
- 3) 強化指定チームコーチ及びチームスタッフについて、強化指定期間途中で辞退または変更を希望する場合、当該チームから強化推進部に当該チームコーチ又はチームスタッフの辞退又は変更を希望する旨を届け出、理事会の承認を得て決定する。

(強化指定の決定)

第5条 強化指定選手、チームコーチ(チームスタッフ)については強化推進部が推薦し、理事会の承認をもって決定する。

(認定期間)

第6条 強化指定選手および強化指定チームコーチ(チームスタッフ)の認定期間は、当該年度理事会承認後から令和7年4月31日 までとする。

ただし、正当な理由がある場合には、理事会の決定により、認定期間の延長を定めることができる。

(不服申立)

第7条 選手選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

(規定外事項)

第8条 本規程に定めのない事項については、すべて理事会で決定する。

附則

この規程は、2024年10月7日から施行する。